

スマホの中身も「遺品」です 吉田雄介

「一身専属性」「グーグルアカウント無効化管理ツール」「提供元がその気になれば、遠隔から端末内の持ち物に手を出せるのは事実」「本人でないと解約できない」

次世代医療基盤法

患者のビッグデータを研究開発に活用する——20年度から本格稼働

「はじめに」では亡き夫の iPhone を開くために 10 回連続でパスワード入力して初期化してしまった女性のエピソードに触れましたが、実はこの手の相談はレアケースというわけではありません。過去に受けたデジタル遺品相談の中で、似たシチュエーションは全体の 1 割以上はあります。「スマホのロックを解除したい」という内容にいたっては 7 割に上るでしょうか。もちろんそれには iPhone だけでなく、グーグルがベースを作った Android 端末での相談も含まれます。Android 端末でも、やはり生体認証やパスワード、パターン認証などを知りえないと先に進めないのは同じです。

つまるところ、デジタル遺品に困っている人の多くがスマホのロックという、いわば扉で躓いているわけです。そして、さらにその人が扉の前で焦っているうちに二度とチャレンジできない不可逆的な状態まで事態を悪化させてしまっているのです。

新聞に訃報記事が載るような資産家でもない限り、銀行側が能動的に凍結することはありません。そして、相続人全員の押印のある遺産分割協議書を受け取ったときに、書面の内容に従って凍結を解除します。なお、遺族の当面の生活費については、2019 年 7 月から動き出した改正相続法の「仮払い制度」により、一金融機関につき最大で 150 万円まで引き出しに応じてくれるようになっています。

10 年以上取引なく放置された口座は、休眠口座。

すべての契約を遺族が引き継げるなら話が早いのですが、相続できないものもあります。

これは「一身専属性」の契約というもので、提供側はあくまで契約した人物に対してのみサービスを提供し、契約者が亡くなったときには契約が終了するというものです。

たとえば LINE のホームページに記載された利用規約をみると、「本サービスのアカウントは、お客様に一身専属的に帰属します。お客様の本サービスにおけるすべての利用権は、第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません」とあり、LINE Pay を含む LINE 関連のすべてのサービスが一身専属性となっています。つまり、チャットの文面はもちろん、スタンプや諸々の購入済みコンテンツも契約者本人が利用することを想定してい

て、相続人に権利を渡すことは考えられていません。だからこそ安心してチャットで盛り上がりたり、人の目を気にせずに自分の趣味の世界を構築したりできるわけです。それと同様に、LINE Payの残高を使う権利も契約者が亡くなれば消失してしまう、ということになります。

一定期間の定額使用料を支払って商品やサービスを利用する形態はサブスクリプションと呼ばれています。配信されたドラマや映画が見放題になる「NetfliX」や「Hulu」、音楽が聴き放題になる「Spotify」や「AWA」、雑誌やマンガが読み放題になる「dマガジン」や「めっちゃコミック」、衣類や家具をレンタルしたり、契約した喫茶店でのコーヒーが飲み放題になったりするサービスまで多種多様です。

・・・

今後定額サービスの利用頻度はおしなべて高くなり、亡くなったときに支払いが継続している、といった事例が増加していくはずですが。

これら「サブスク」も、基本的に契約者の生死が契約先に自動で届くことはありません。利用者側が何もしなければ、お金を支払う契約はそのまま続くこととなります。

15年から提供している「**グーグルアカウント無効化管理ツ**

ール」という機能を使えば、GmailやYouTubeページ、TODOリストに連絡先など、あらゆるグーグルアプリを誰かに渡す、という措置をとることが可能です。

グーグルアカウント無効化管理ツールは、持ち主が亡くなったり、事故でグーグルサービスが使えなくなったりしたときに備えておける機能で、グーグルアカウントを持っている人なら誰でも無料で設定可能です。

発動する空白期間の条件は3ヶ月／6ヶ月／12ヶ月／18ヶ月から選べ、発動時にメッセージを送ったり各種グーグルアプリを託したりする相手が最大10人まで登録できます。そのうえで、アカウント自体も抹消するのか、それとも維持するのか、というところまでまとめて決めておけます。

送り先へのメッセージは自由に編集できるので、たとえば「このメールが届いた頃、私はもうこの世にはいません」といった別れの手紙を書くこともできるでしょうし、預金通帳や実印の保管場所を伝える、といった事務連絡への応用もできるでしょう。

持ち主が自発的に準備する以上、自身で思いどおりの手が打てるのが何よりのメリットです。

なお、定額サービスの自動引き落とし口座が凍結された場合、同社は「単独の裁量により請求書を発行する」という別の支払い方法に切り替える余地も示しています。つまり、口座凍結によって処理を完了したつもりでも、しばらく経って、滞納扱いとなって遺族の元に請求書が送られてくる、ということがありえるわけです。

たとえば紙の本や DVD ソフト、音楽 CD などは、作品を収録したパッケージに対する「所有権」があります。このため、購入者の意思でそれを中古ショップに売りに出したり、誰かに託したり、図書館に寄贈したりできます。しかし、物理的な媒体を伴わない**デジタルコンテンツの場合、「閲覧権」のみを購入しているのが一般的**です。

アカウントの譲渡や相続は認めていないものの、ファミリーで閲覧権を共有することを認めているアマゾンのような例もありますし、技術評論社のように、自社発行の書籍を所有権が伴う PDF 形式で販売する出版社もあります。

最近では 2019 年 4 月にマイクロソフトが自社ブランドの電子書籍の取り扱い停止を発表し、同年 7 月に全世界の**利用者の端末から購入済み電子書籍を削除**して不興を買った騒動がありました。09 年 7 月には、アマゾンによる「1984 騒動」も起きています。これは、同社で扱っていたジョージ・オーウェルの小説『1984』や『動物農場』の電子書籍が、実は著作権が保護されていたことが判明し、**購入者の端末から一斉に該当作品を削除**したという出来事を指します。結果として、後に購入者から裁判を起こされて、アマゾンが補償金を払うこととなりました。

ともあれ、**提供元がその気になれば、遠隔から端末内の持ち物に手を出せるのは事実**です。つまるところ、ショップと閲覧環境が一体となっているコンテンツは、たとえ家の中にあっても家の外の都合によって消滅してしまうこともありえるのです。このあたりは物的な持ち物にはない、デジタル固有の不安材料といえるかもしれません。

亡くなった直後は何も起きませんし、そのまま放置されるのもごく普通の流れです。

しかし、実際には家族が代理で計報を投稿したりアカウントを抹消したりするケースは多々あります。**持ち主の ID やパスワードを使ってログインしているわけで、利用規約違反といえるかもしれません**。しかし、10 年近く取材を続けてきて、家族による計報掲載を咎める運営元には出会ったことがありません。緊急時の対応は概ね黙認されているようです。

一方で注意したいのは LINE です。

そもそも LINE のアカウントは電話番号に紐付いているので、電話番号を手放した時点でページの閲覧権や編集権は失われます。手放しただけでは変化しませんが、新たにその番号を取得した誰かが LINE をインストールした時点で初期化され、新たな持ち主のページに変わってしまうのです。

総務省の電気通信番号規則により、電話番号（電気通信番号）は契約が切れた後に再利用される仕組みとなっています。最近では端末数の増大によって電話番号は常に逼迫していると

いわれており、10年前には2~3年と言われていた**冷却期間が、場合によっては3ヶ月や半年程度**になっているケースもあるようです。つまり電話番号を手放したLINEページは、短ければ3ヶ月程度で突然姿を消す可能性があるのです。

スマホやパソコンといったデジタル遺品の「家」は、相続対象としては家電や調度品と同じような「**有体物の遺品**」ということになります。これらの遺品は遺言書などで特に指定がない限り、相続人たちの共有財産となります。

実際に、過労の末に亡くなった人のスマホに残った通信ログなどは出退勤における裁判資料に使われることがあります。スマホは周辺にある複数の基地局から電波を拾う仕組みになっているため、**GPS機能をオフにしている程度のある程度の行動履歴がたどれます**。もしサービス残業を強制されたりして、タイムカードを押した後もずっと職場にいた場合、このログが動かぬ証拠となるわけです。

インターネット回線の場合、電気・ガス・水道などのライフラインと同じように、現実の住まいを引き払うのなら解約することになりますし、家族と同居している契約者が亡くなったのなら、名義変更や引き落とし口座の変更などの手続きが必要になります。

ここで注意したいのは、**インターネット回線の接続サービスを提供するISPには、一身専属性のサービスが存在することです**。

故人名義の一身専属性の契約は、生前に家族と共有して使っていたとしても、そのまま引き継ぐことはできません。継続するのであれば一旦解約して、生きている家族と再契約することになります。そうなれば**ISP契約に付随して提供されてきたメールアドレスや会員サービスなども使えなくなります**。

都内で暮らす50代の男性からはこんな話を聞きました。

一人暮らしをしていた兄が亡くなったため、男性は遺品整理を行い、あらかた済ませたのちに兄の携帯電話を解約すべく、契約をしていたキャリアショップへ赴いたそうです。すると、2時間ほど順番待ちした後、スタッフから開口一番「**本人でないと解約できない**」と言われたといいます。

その本人が亡くなった、という事情を説明すると理解はしてくれましたが、手続きを進めるには、兄の死亡を証明する公的書類と申請者との続柄を証明する書類などが必要になる、とのことでした。仕方なく、仕事の合間を縫って書類を揃えて翌週末に再び来店したところ、また数時間待った後に「**本人でないと解約できない**」と同じことを言われ、つい声を荒らげてしまったとのこと。その後、上司が出てきてようやく解約手続きが完了したそうです。

亡くなった人の解約手続きはどこの通信キャリアもマニュアルが作られています、そこまで頻繁に対応するケースではないためか、窓口対応がスムーズに進まないことも往々にしてあるようです。また平日働いている人が手続きする場合、混み合う週末にしか動けないこともあるでしょう。余計なストレスに晒されないよう、事前に電話やホームページなどで調べ、できるだけ準備をして臨むのが賢明です。

2018年春、承継が選べる通信キャリアに横断取材したところ、故人の端末の扱いについては、解約と承継の割合が7:3程度、との回答が多くありました。承継も決して少ない割合です。ちなみに、契約解除を選んだとしても携帯電話番号ポータビリティ（MN P）制度によって、別の通信キャリアへ引き継ぐことは可能です。**デュアルSIM**がセットできるスマホを使っているなら、**自分の電話番号と同居させる使い方も可能**です。

データを完全に削除するのは意外と大変です。

Windows パソコン上で、住所録をまとめたエクセルファイルをゴミ箱に入れ、「ゴミ箱を空にする」を実行したとします。Windows 上ではこれで消えています、**ファイル復元ソフトを直後に実行すれば、かなりの確率でもとに戻せます。**

ファイルには、データ本体とファイルのアドレスなどを記録したラベルのような部分があり、「ゴミ箱を空にする」だけでは、後者しか削除できないのです。

デジタル遺品は基本的に「短命」である

確かにデジタルデータ自体は記号の羅列なので永遠に劣化しませんが、保存しているストレージはそういうわけにはいきません。第1章で紹介したデジタルデータソリューションによると、同社でこれまで手がけてきた**20万台以上のハードディスクの故障期間を調べると、中央値が3~5年**になるそうです。SSDも同じくらいの期間とのことで、それを裏付けるように、単品で売られているハードディスクやSSDはメーカー保証期間を3~5年に設定したものが多くみられます。1台のストレージが期待どおりにきちんと機能するのは、それくらいと認識しておいてよさそうです。

無料ホームページサービスの大手「Yahoo! ジオシティーズ」が2019年3月に終了した際には、**数百万件のサイトが一斉に姿を消した**とも言われています。

自動車の自動運転技術にも 5G の技術は欠かせません。

5G の普及により、IOT（Internet of Things=モノのインターネット）サービスの普及も進み、インターネットを使った高セキュリティな住まいや、スマホで制御できる家電がさらに身近なものになっていくと言われています。

一方で、どうしても**時代に置き去りにされる道具も出てくる**でしょう。

数年後に 5G を前提とした環境が当たり前になるなら、いま使っている**デジタル機器は旧時代のもの**になりますし、契約している**通信系サービスもそのまま**というわけにはいかなくなります。